

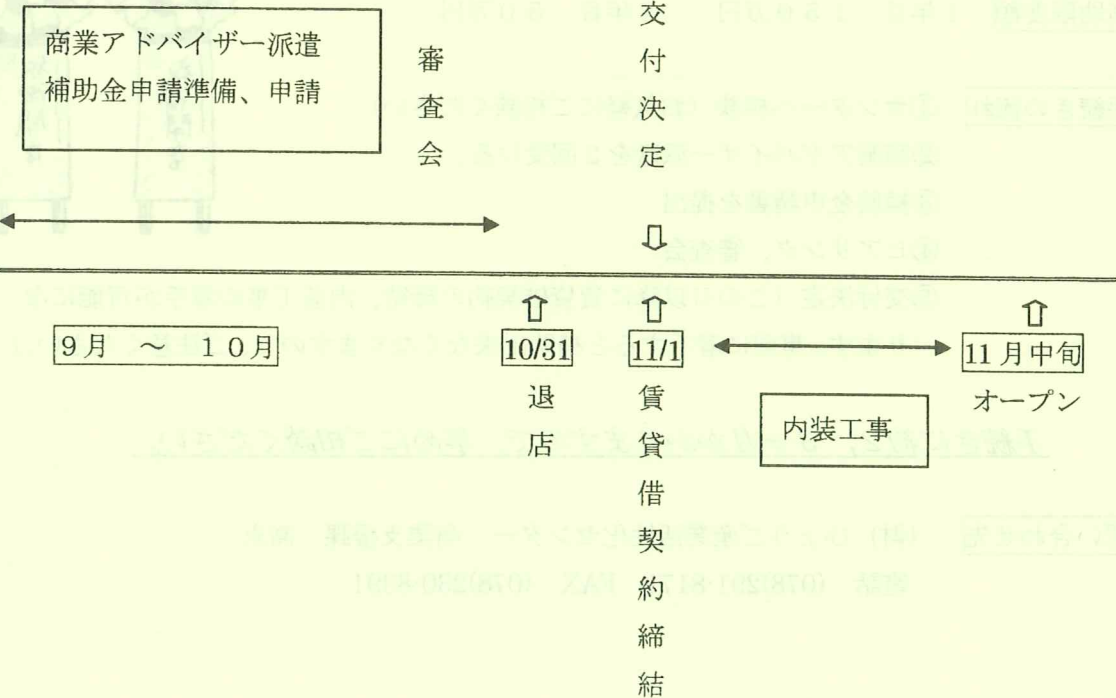
# 商店継承支援事業のごあんない（20年度新規募集）

兵庫県内の商店街・小売市場内の退店予定の商店をスムーズに次の出店希望者に引き継いでもらえるように支援します。組合所有の店舗でも可、業種が変わっても結構です。（出店希望者に対する支援になります）

**（例）**

**10/31退店予定の店に、8月下旬までに**出店希望者が現れた場合

\* パン屋開業希望のAさんは、現在ブティックで10/31退店予定の店を見つけそこに11月に



**条件**

- センターからの商業アドバイザー派遣を2回受け、開業計画、資金計画、販促活動等、開業に必要なことについて、指導を受ける。（派遣費用の1/3は自己負担）
- 商店街・小売市場内の空き店舗で開業する。
- 業種は小売業、飲食業、サービス業等で、営業時間がほぼ商店街に合うもの
- 商店街に「賑わい、人の流れ」を生み出すことが必要であり、空き店舗内で販売又はサービスの提供を行うもの。事務所は不可。（業種についてはご相談ください。）
- 商店街の代表者が開業を同意するもの 裏面も参照ください

**補助対象者（原則として個人が対象）**

新規に商店街・小売市場内で開業する方、2号店を出店する方

**補助対象経費**

- ・ 店舗賃借料（共益費、駐車場代、契約に係る手数料等は対象外）
- ・ 店舗改装費（必要最低限のもの。空調工事、外装工事、設備工事等は対象外）

**助成期間**

交付決定日から2年間

例 平成20年12月1日交付決定の場合

平成20年12月1日から22年11月31日までが補助期間

**補助率**

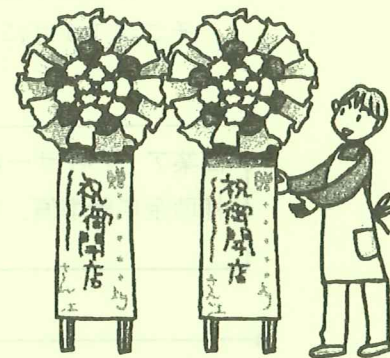
補助対象経費の1/3

**補助限度額**

1年目 150万円 2年目 50万円

**手続きの流れ**

- ①センターへ相談（お気軽にご相談ください）
- ②商業アドバイザー派遣を2回受ける。
- ③補助金申請書を提出
- ④ヒアリング、審査会
- ⑤交付決定（この日以降に賃貸借契約の締結、内装工事の着手が可能になります。事前に着手すると補助出来なくなりますので、ご注意ください。）



手続きに約2, 3ヶ月かかりますので、早めにご相談ください。

**問い合わせ先**

(財) ひょうご産業活性化センター 商業支援課 高永  
電話 (078)291-8171 FAX (078)230-8391

**予算枠が終了次第締め切りますので、ご了承ください。**